

事務連絡
令和3年6月3日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた医師・看護師等の
兼業に関する取扱いについて（依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、各自治体において、新型コロナワクチンの接種を進めるべく体制構築を進めていただいております。「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第21報）」（令和3年5月6日付け厚生労働省老健局高齢者支援課他連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第22報）」（令和3年5月20日付け厚生労働省老健局高齢者支援課他連名事務連絡）におきまして、新型コロナワクチンの接種に協力する場合の柔軟な取扱いについてお示ししてきたところですが、今般、下記の内容について、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

記

新型コロナワクチンの接種について、介護サービス事業所としてのご協力のみならず、個々の医師・看護師等の皆様が、勤務する事業所の職務外においてもその意思に基づき接種に協力しやすい環境を整備する観点から、各事業所における医師・看護師等の兼業の許可や届出等に関する柔軟な取扱い（例：ワクチン接種に従事する場合には、勤務先への事前許可手続を柔軟化する等）について、ご配慮いただきますよう、重ねてよろしくようお願い申し上げます。

なお、この件につきまして、管理者等にも共有されるよう、格別のご配慮をお願いしたい。